

令和 6 年能登半島地震
被災者向け無料法律相談
データ集計及び分析結果
【第 1 次分析】

2025 年（令和 7 年）4 月

日本弁護士連合会

第1 集計及び分析の趣旨並びにその対象

1 本集計及び分析の趣旨

2024年（令和6年）1月1日16時10分に発生した石川県能登地方を震源とする地震（以下「令和6年能登半島地震」という。）による災害に関しては、発災直後から金沢弁護士会、福井弁護士会、富山県弁護士会及び新潟県弁護士会の各被災地の弁護士会が機動的に電話及び面談による無料法律相談を開始し、日弁連及び各地の弁護士会連合会の支援も受けてこれを実施してきた（新潟県弁護士会の電話相談は同年7月31日にて終了）。各弁護士会の活動については、次項で詳述する。

また、日弁連は、同年2月5日からフリーダイヤルによる電話相談（弁護士待機型）を開始し、同時に金沢弁護士会の電話無料相談への架電数が回線数を超えた場合にオーバーフロー分を東京都千代田区霞が関所在の弁護士会館及び大阪弁護士会会館に着信転送する仕組みを設けた。これに加え、同年3月13日からはウェブ受付による折り返し型（コールバック式）電話相談も開始した。これらの電話相談においては、待機型電話相談について東京弁護士会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会（以下合わせて「東京三弁護士会」という。）並びに近畿弁護士会連合会管内の弁護士会に所属の弁護士が、また、折り返し型電話相談には関東弁護士会連合会、近畿弁護士会連合会、中部弁護士会連合会及び中国地方弁護士会連合会の各管内の弁護士会に所属の弁護士が、それぞれ相談対応にあたっている（以上の無料相談を総称して「本無料相談」という。）。

その後、同年9月20日からの低気圧と前線により記録的大雨が発生し、石川県能登地方では河川氾濫や土砂崩れ等（以下「令和6年9月能登豪雨」という。）による災害が発生した。金沢弁護士会及び日弁連は、令和6年9月能登豪雨による災害についても本無料相談の対象とし、複合災害を被った住民・事業者等の支援を継続している。

同年10月からは、金沢弁護士会の要請を受けて、石川県輪島市等の自治体相談（現地面談相談会）に、関東・近畿・中部・中国地方・四国 の各弁護士会連合会から相談担当弁護士を派遣する活動を開始しており、全国の弁護士が令和6年能登半島地震及び令和6年9月能登豪雨災害の被災者支援活動にあたっている。

日弁連では、被災地域の方々が生活再建や事業再建の過程で抱える問題や支援ニーズを把握し、政策提言や弁護士会の被災者支援活動に役立てる目的の下、相談担当弁護士が相談結果入力用の各会作成のウェブフォームや日弁連作成のクッ

カーフォームに記入した内容を元に、本無料相談に寄せられた相談に関するデータを集約した上で、その集計及び分析を行っている。

2 本集計及び分析対象～金沢弁護士会相談データが含まれていないこと

今般、相談開始から約11か月の間に得られた相談データとして、2024年（令和6年）12月2日までに受け付けた電話相談及び主として富山県弁護士会実施の面談相談データの集計及び分析の結果をまとめた。この集計及び分析（以下「本集計及び分析」という。）は、次項において述べる各地の弁護士が精力的に行なった無料法律相談及び被災者支援活動による相談データを対象としたものである。ただし、最も大きな割合を占める金沢弁護士会による石川県内の面談相談データは、現時点で日弁連において収集できていないため、本集計及び分析の対象に含まれていない。また金沢弁護士会実施の電話相談についても、その一部は本集計及び分析に含まれていない（本集計及び分析の対象とした相談データの具体的件数については、第4項において述べる。）。

したがって、本集計及び分析は、全体の相談実施件数のうち限られた相談データを対象としたものであるが、第1次集計及び分析結果としてここに報告する。

3 各地における弁護士会等の被災者支援活動

（1）石川県における支援活動

金沢弁護士会は、2024年（令和6年）1月から12月までの間に、避難所における説明・相談会、自治体への働きかけ又は自治体の要請を受けての市役所・町役場や公民館等における相談会、石川行政事務所合同相談会（ワンストップ型多士業合同相談）、日本司法支援センター主催の移動相談車両（法テラス号）による相談会、避難者対象イベント、金融機関、社会福祉協議会等で、計201回に及ぶ出張型（アウトリーチ型）の説明・面談相談会を実施した。

このうちには、社会福祉協議会における支援者向け説明会、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（いわゆる被災者ローン減免制度）

（以下「被災ローン減免制度」という。）の説明・相談会への派遣（県内有数の金融機関が主催し、店舗を相談会場として開催した点が注目される。）、近畿災害対策まちづくり支援機構等と共に開催したワンストップ型多士業連携相談会も含まれる。

また、同会は同年1月4日から折り返し型（コールバック式）無料電話を実施し、同年12月17日までに603件に及ぶ無料電話相談を実施している。

他に、常設の同会法律相談センター（4か所、同年8月から5か所、2025年（令和7年）1月からは6か所）においても、法テラス災害特例¹を利用した無料法律相談を実施している。

同年9月30日までの法テラス被災者法律相談による面談相談は延べ1,544件に及んだ。

その後、特に石川県では同年9月21日に豪雨が発生し、奥能登地域に甚大な被害をもたらした。令和6年9月能登豪雨災害後、同会の無料電話相談件数は漸次減少から増加傾向に転じ、相談需要の継続に伴って、面談相談会の開催数も10月は11回、11月は24回、12月は20回と高止まりしている。

他会の弁護士による相談対応の支援も広がっている。法テラス号による相談会には、同年5月から近畿弁護士会連合会及び中部弁護士会連合会が協力して、相談担当弁護士を派遣している。また、近畿及び中部弁護士会連合会に加え、同年10月からは日弁連の要請を受けて、関東弁護士会連合会・中国地方弁護士会連合会・四国弁護士会連合会の計5弁連が協力し、石川県内の自治体相談に、毎週弁護士を派遣する支援活動が行われている。延べ派遣人数は、2024年（令和6年）内の10回で20名以上となる。

福井弁護士会は、同年2月・3月に石川県加賀市、同県小松市、同県能美市に開設された避難所における計9回の出張型相談会に同会の弁護士を派遣し、加賀地方に避難している被災者の支援にあたった。また、同年8月、11月、12月にも、同県志賀町、七尾市、輪島市等における日本司法支援センター（法テラス）主催の相談会に、弁護士を派遣している。

同年2月、石川県七尾市における出張型相談会には、富山県弁護士会が同会の弁護士を派遣し、担当した。

他に、金沢弁護士会では、弁護士会ニュースの発行やチラシ配布による情報提供、弁護士による和解あっせん手続（裁判外紛争解決手続・Alternative Dispute Resolution ; ADR）の手数料（申立て手数料及び成立手数料）を無料化し、また、弁護士が申立て及び応諾のサポートも行って、和解による紛争解決を支援している。また、被災ローン減免制度に基づく債務者からの登録支援専

¹ 「法テラス災害特例」とは、総合法律支援法第30条第1項第4号に基づいて、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、その被災地において法律相談を円滑に実施することが特に必要として政令で指定された災害について、当該災害発生の日に政令で定める地区に住所、居所、営業所等を有していた国民等を援助するため、同日から一年を超えない範囲で、被援助者の資力を問わず生活再建に必要な法律相談（被災者法律相談）を実施する、一般の民事法律扶助の災害時の特例と位置付けられる制度を指している。

門家の委嘱依頼を受け、同会弁護士である登録支援専門家を推薦し、委嘱された登録支援専門家が、対象債権者と対象債務者の間の協議合意による債務整理を支援している。いずれについても多数の利用があり、約1年を経過しても利用件数に減少の傾向は見られていない。

（2）富山県における支援活動

富山県弁護士会は、2024年（令和6年）1月から12月までの間に、富山市、高岡市、氷見市等における出張型面談相談会を92回実施し、うち同年8月11日には液状化被害の大きかった高岡市において建築士との合同相談会（アウトリーチ・ワンストップ型相談）を開催した。また、同年1月から継続して常設の法律相談センター（富山・高岡・魚津）における震災無料相談及びコールバック式無料電話相談を実施しており、同年4月に被災ローン減免制度無料相談会も実施した。富山県弁護士会の対応した相談事例件数は、同年1月9日から11月20日までの間に電話相談136件、面談相談333件に及んでいる（本集計及び分析においては、富山県弁護士会の担当した相談データについて、特に「別添資料：富山県弁護士会担当版」としてまとめた。）。

この他に富山県弁護士会は、同年1月から令和6年能登半島地震に起因する紛争について災害時ADRの運用を開始し、申立手数料の無料化及び成立手数料の軽減等を行い、和解による紛争解決を支援している。また、被災ローン減免制度に基づく登録支援専門家の推薦等の取組を行い、被災者の生活再建、事業再建を支援している。また弁護士会ニュースの発行及びその説明動画の公開等を通じて、各種支援制度に関する情報提供を実施している。

（3）新潟県における支援活動

新潟県弁護士会は、2024年（令和6年）1月16日から被災者向けの電話相談を開始し、関東弁護士会連合会がコールバック式電話相談の対応にあたるなどして、その活動を支援した（新潟県弁護士会実施の電話相談は同年7月31日に終了し²、日弁連フリーダイヤル電話相談に引き継がれている。）。また同会は、新潟市と協力し、同年1月及び2月に多士業合同の総合相談会（ワンストップ型）を、住民の近くのイベント会場にて行う、出張型（アウトリーチ型）相談会にて実施した。

² なお同会は、2025年（令和7年）3月3日から31日の間、無料電話及び面接相談を実施した。

同会の特徴的な取組としては、新潟市の罹災証明発行に合わせ、体育館、公民館等の罹災証明交付窓口に隣接した被災者相談ブースを複数設けたことが挙げられる。同年1月から6月まで、罹災証明の手続に訪れた市民がすぐに相談できる無料面談相談を実施し、同ブースにおける相談件数は計77件に及んだ。その他、同会常設の法律相談センター等でも、法テラス災害特例を利用した無料面談相談を実施し、法テラス被災者法律相談による相談件数は、同年1月から6月までの間で計414件に及んだ。

その他、同会では、常設の弁護士による和解あっせん手続の申立て手数料を無料化し、弁護士が申立てをサポートする災害時ADRの運用を開始し、被災ローン減免制度に基づく債務者からの登録支援専門家の委嘱依頼を受けて登録支援専門家を推薦し、また同会として金融機関等との勉強会を行うなどして、直接・間接に被災者の生活再建、事業再建を支援している。

（4）福井県における支援活動

福井弁護士会は、2024年（令和6年）1月及び2月に電話による無料相談会を各1回、同年2月に福井市役所において無料面談相談会を1回、それぞれ開催した。その他、同年3月より無料面談相談を実施している。

福井弁護士会では、発災後当初から金沢弁護士会の支援として石川県内の避難所等における被災者支援活動を継続しており、その活動地域は福井県に隣接する石川県加賀地方にとどまらず、同県能登地方に拡大している。

4 本集計及び分析の対象とした相談データ

（1）期間 2024年（令和6年）1月11日～同年12月2日受付分まで

※相談実施日と相談データ受付日は異なることがある。

（2）件数 総相談件数 2,357件（電話相談 1,991件、面談相談 366件）

うち災害関連相談件数 合計 2,275件

※災害関連相談件数とは、総相談件数から相談内容「災害と関連なし」及び「分類不能」を除いた件数である。

（3）相談担当弁護士会・弁護士会連合会別の件数

（別添資料：全体版1/38頁「相談件数・相談者数」参照）

ア 電話相談

金沢弁護士会	461件	中部弁護士会連合会	4件
富山県弁護士会	136件	中国地方弁護士会連合会	1件
東京三弁護士会	1,215件	関東弁護士会連合会 (東京三弁護士会以外)	11件
近畿弁護士会連合会	163件		

※金沢弁護士会が実施した電話相談のデータ（2024年（令和6年）末において約600件超とされる。）の一部は、上記件数に含まれていない。

イ 面談相談

金沢弁護士会	7件	中部弁護士会連合会	6件
富山県弁護士会	333件	中国地方弁護士会連合会	1件
福井弁護士会	2件	関東弁護士会連合会 (東京三弁護士会以外)	5件
近畿弁護士会連合会	9件	四国弁護士会連合会	3件

※金沢弁護士会が実施した面談相談のデータ（2024年（令和6年）11月30日時点で約2,000件とされる。）は、上記件数に含まれていない。

なお、上記件数は、各弁護士会が実施した相談のうち、①相談結果の記録方法を日弁連情報収集クッカーとしている相談事例、②金沢弁護士会が2024年（令和6年）1月10日から同年2月6日までの間に対応し同会作成のウェブフォームに記録されたコールバック式電話相談の相談事例、③富山県弁護士会が同年1月9日から同年11月20日までの間に対応し同会作成のウェブフォームに記録された面談相談及びコールバック式電話相談の相談事例の件数である。

これ以外の方法で記録された金沢弁護士会、福井弁護士会、新潟県弁護士会の実施した面談相談は、上記件数に含まれておらず、まだ本集計及び分析の対象に含まれていない。日本司法支援センター（法テラス）主催の相談会（移動相談車両「法テラス号」等）の面談相談も、同様に上記件数並びに本集計及び分析に含まれていない。また、弁護士会による相談は上記対象期間に実施されているが、相談担当者による入力が未了のため未収集の事例もある。

したがって、令和6年能登半島地震及び令和6年9月能登豪雨における弁護士が対応している相談件数は、本集計及び分析の相談事例件数をはるかに超えるものであることを付言する。

第2 本集計及び分析の方法

1 概要

本集計及び分析においては、被災地域・県を分けず、収集された相談事例全体を集計及び分析の対象とし、相談者の年代、本無料相談を知った経緯、相談時の居所、被災当時の住所・被災場所、相談内容を集計したものを別添資料の「全体版」とした。そのうち富山県弁護士会が実施した電話相談及び面談相談のデータを別途集計し、別添資料の「富山県弁護士会担当版」としてまとめた。

本報告書は主として全体版に基づいて、分析結果を報告するが、富山県弁護士会担当版において、全体に比して傾向の差異が見られる点については言及する。

2 前提としての相談類型による分類

本集計及び分析においては、相談内容の傾向について集計及び分析を行うに当たり、まず一般的に災害発生時に弁護士会に寄せられる相談の内容の傾向を踏まえて22の類型（以下「相談類型」という。）を設定し、相談類型によってはその内部で更に類型（以下「小類型」という。）を設定した上で、本無料相談に寄せられた全ての相談を、相談類型及び小類型にしたがって分類した。

相談類型及び小類型並びにその各定義は、別表「相談類型及び小類型の定義」のとおりである。

本集計及び分析においては、分類揺れを避けるため、1名の集計担当者が全相談事例につき統一的に分類の判断を行った。

3 相談者の属性－代理相談の扱い等

（1）相談者の住所又は被災時の住所

本集計及び分析においては、相談情報収集記録の記載全体から相談者住所と相談内容にかかる被災事象の発生地が異なることが確認できる場合には、当該相談にかかる被災事象の発生地を基準に、①代理相談においては「被災当事者の所在地」、②財産に関する相談においては「被災不動産等の所在地」を、「相談者の被災時の住所（被災場所）」として分類している。

したがって、相談者の現在地は必ずしも「相談者の住所」とは限らない。

（2）相談時の居所

本集計及び分析においては、実際に相談を寄せた相談者の居所（自宅、避難所等）を「相談時の居所」の基準としているが、代理相談の場合に、被災当事者の居所（介護施設、病院等）によって分類している場合もある。

富山県弁護士会の相談情報収集記録では、「知人又は親族宅」とのカテゴリーを設けているところ、日弁連情報収集ウェブフォームでは「知人宅」「親族宅」を別個の分類として集計している。

「その他」に分類された相談事例のうち、相談データの全体版において比較的相談者の多い居所については、より詳細なカテゴリーを設けて分類した。

（3）相談者の年代

本集計及び分析においては、相談者の年代を20歳から10歳台ごとに集計している。基本的には実際に相談を寄せた相談者を基準にしているが、高齢の親族等に代わっての代理相談の場合には、被災当事者である高齢者の年代を基準としている。（例えば、90歳以上の相談者の件数は16件であるが、うち相談情報収集記録の記載から、代理相談であることが明確に判明するものは4件である。）

富山県弁護士会相談情報収集記録では、「70歳以上」を1つのカテゴリーとし、それ以上の年代を分類していないことから、本集計及び分析の全体版においては、「70代」「80代」「90歳以上」の他に、「70歳以上」とのカテゴリーを設けて集計している。

（4）本無料相談を知った経緯

本集計及び分析においては、実際に相談を寄せた相談者が、当該無料相談を知った経緯（媒体）について集計している。集計担当者が実際に担当している電話相談の経験上、代理相談の場合も、実際に対応している相談者に対し、当該無料相談を知った経緯を尋ね、聴取することがほとんどであると思われる。

「本無料相談を知った経緯」が複数記録されている場合（32件／2, 357件）には、最初に挙げられたカテゴリーに分類している。

第3 各県における被害の状況

1 令和6年能登半島地震

（1）被害の概要

令和6年能登半島地震は、2024年（令和6年）1月1日16時10分に発生した、石川県能登地方（珠洲市内）を震源とする、マグニチュード7.6、最大震度7（石川県輪島市及び志賀町において観測）の地震である。この地震によって観測された各地の震度（震度5強以上の地域）は以下のとおりであった。

①石川県

震度7 志賀町、輪島市

震度6強 七尾市、珠洲市、穴水町、能登町

震度6弱 中能登町

震度5強 金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、能美市、宝達志水町

②新潟県

震度6弱 長岡市

震度5強 新潟市中央区、新潟市南区、新潟市西区、新潟市西蒲区、三条市、

柏崎市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、上越市、佐渡市、南魚沼市、阿賀町、刈羽村

③富山県

震度5強 富山市、高岡市、氷見市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村

④福井県

震度5強 あわら市

また、人的被害及び住家等被害の数は以下のとおりであった。

(1) 人的・住家被害

都道府県	人の被 呪						住 家 被 呪						非住家被 呪			
	死者	うち 災害 関連死 不明者	負傷者			合計	全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水	一部 破損	合計	公共 建物	その 他	合計	
			行 方 不 明	重 傷	軽傷											
人	人	人	人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟				
福島県													1	1		
埼玉県													2	2		
新潟県	5	5	11	43	54	59	109	4.122		14	20,348	24,593		68	68	
富山県	3	3	14	43	57	60	259	807			21,606	22,672		1,208	1,208	
石川県	541	313	2	391	876	1,267	1,810	6,115	18,517	6	5	90,955	115,598	443	36,549	36,992
福井県					6	6	6		12			820	832		10	10
長野県													21	21		
岐阜県				1	1	1						2	2		1	1
愛知県				1	1	1										
京都府												2	2			
大阪府				5	5	5										
兵庫県				2	2	2						1	1			
合 計	549	321	2	416	977	1,393	1,944	6,483	23,458	6	19	133,758	163,724	443	37,836	38,279

※富山県の公表情報において住家被害の「未分類」と表記されている情報は本表に反映していない

出典：内閣府防災情報のページ 2025年(令和7年)3月11日14:00時点³

³ 非常災害対策本部「令和6年能登半島地震に係る被害状況等について」第56報(3/234頁)

https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/r60101notojishin/pdf/r60101notojishin_56.pdf

（2）石川県における被害状況

19市町のうち野々市市と能美郡川北町を除く17市町に災害救助法が適用され、県内全域に被災者生活再建支援法が適用された。400を超える1次避難所が開設され、2024年（令和6年）1月4日時点では34、173名が避難していた。孤立集落が被災地域全域に発生し、孤立集落からの避難者は同年最大3、345名（同年1月5日）に及んだ。1.5次避難所（福祉避難所）、2次避難所（ホテル、旅館）には最大5、275名が避難した（同年2月16日）。⁴

輪島市河合町付近で広範な火災被害、珠洲市、能登町でも火災被害が発生した。424か所の土砂災害、県が管理する88河川で河道埋塞、堤防沈下、護岸損壊等が、10海岸で護岸損壊、半島の外浦側（輪島市など西側）では地盤隆起被害が、内浦側（能登町など東側）では津波による浸水被害、金沢港や七尾港では液状化被害が広範囲に発生した。

県内広域に断水が発生し、加賀地方では1月に概ね断水が解消したものの、能登町では同年5月1日、輪島市、珠洲市では同年5月31日によくやく断水が解消した（建物倒壊、土砂崩れ、電気未復旧等により早期復旧が困難な地域を除く）。電力については地震発生後、県内で約4万戸の停電が発生した。

2025年（令和7年）3月11日の県の発表によれば、死者541名（うち災害関連死313名）、行方不明者2名、重傷者391名、軽傷者876名であり、住家被害は全壊6、115棟、半壊18、517棟、一部破損90、955棟等の計115、598棟が発生した。半壊以上の非住家被害は公共建物443棟、その他36、549棟であった。⁵

10万棟を超える住家被害に対し、応急仮設住宅（建設型）、賃貸型応急仮設、公営住宅が提供され、応急仮設住宅（建設型）については2024年（令和6年）8月中の完成が目指されたが、令和6年9月能登豪雨の影響もあり、同年12月23日に10市町からの要望戸数6、882戸の建設が終わった。⁶

⁴ 石川県ホームページ「目的別・令和6年（2024年）能登半島地震に関する情報」被害報告
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/saigai/202401jishin-taisakuhonbu.html#higai>

⁵ 石川県ホームページ「目的別・令和6年（2024年）能登半島地震に関する情報」被害報告・第194報
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/saigai/202401jishin-taisakuhonbu.html#higai>

⁶ 石川県ホームページ「令和6年能登半島地震復旧・復興のあゆみ」
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/202401jishin.html>

2025年（令和7年）3月11日現在、輪島市の1次避難所3か所に9名、広域避難所1か所に2名の方が避難している。

（3）新潟県における被害状況

30市町村中14市町に災害救助法の適用がなされ、199の避難所が開設され、2024年（令和6年）1月2日8時30分時点で、891名が避難していた。新潟市に続き、県内全域に被災者生活再建支援法の適用があった。新潟市、佐渡市で断滅水、新潟市西区で地盤液状化による電柱被害による停電が生じた。

2025年（令和7年）2月28日時点の新潟県の発表によれば、県全体で5名の死者（すべて災害関連死）、11名の重傷者、同年3月10日時点の新潟市の発表によれば、同市で4名の死者（災害関連死）、7名の重傷者が発生した。

同年2月28日時点の県の発表では、県内広域で住家被害が全壊109棟、半壊4、122棟、一部破損20、348棟等の計24、593棟発生し、半壊以上の非住家被害が68棟発生した。⁷

このうち、県内でも建物被害棟数が多い新潟市においては、2025年（令和7年）3月10日時点の新潟市の発表によれば、罹災証明申請数21、883件であり、うち西区が12、373件、西蒲区が1、113件である。

新潟市の建物被害棟数は以下のとおりであった。

罹災証明書 判定区分別の内訳（8区合計）

△	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	計
交付件数	129	1,131	174	3,681	7,036	9,131	21,282

（2）建物被害棟数

△	北	東	中央	江南	秋葉	南	西	西蒲	計
全壊	0	0	11	0	1	1	81	8	102
半壊	19	17	423	296	40	62	3,049	99	4,005
一部破損	349	501	2,024	1,340	783	832	7,205	967	14,001

※罹災証明書交付件数から、共同住宅居住者等の重複分を除く

⁷ 新潟県ホームページ「令和6年能登半島地震による被害状況一覧」、被害状況等第96報
<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kikitaisaku/jishin-20250228.html>

出典：新潟市報道資料「令和6年能登半島地震に関する被害概要（速報値）」⁸

（4）富山県における被害状況

15市町村中13市町村に災害救助法の適用がなされ、417の避難所が開設され、2024年（令和6年）1月2日時点で767名が避難していた。氷見市、小矢部市、射水市に続き、県内全域に被災者生活再建支援法の適用があった。

氷見市、高岡市伏木・吉久・横田地区、射水市、富山市蓮町地区等で、液状化被害が報じられている。

漏水による排水池水位低下により6市に断水が発生し、氷見市では2024年（令和6年）1月21日まで断水が継続した。2025年（令和7年）1月31日時点の県の発表によれば、高岡市で2名、富山市で1名の死者（全て災害関連死）、富山市、射水市、高岡市、氷見市で重傷者が計13名発生した。⁹液状化被害等による住家被害は下記表のとおり22, 693棟にのぼり、道路・河川・砂防・港湾・公園・下水道・県営住宅等の公共土木施設413か所、農林水産関係2, 886か所が被災した。地震被害の大きかった地区に限らず、通常営業している宿泊施設もキャンセル・自粛による観光業への影響が見られた。¹⁰

富山県内の公営住宅に避難している方は、2025年（令和7年）2月10日時点で、富山県内被災者54世帯87名、石川県からの被災者14世帯22名、賃貸型応急仮設住宅に避難している方は、富山県内被災者200世帯532名、2024（令和6年）12月17日時点の石川県からの被災者46世帯102名である。⁹

⁸ <https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bosai/hodo.files/250310saigaigaiyo.pdf>

⁹ 富山県ホームページ「令和6年能登半島地震に係る県内被害状況（人的被害・住家被害等）」第52報 <https://www.pref.toyama.jp/1900/bousaianzen/bousai/jishin/jishnn0101.html>

¹⁰ 富山県ホームページ「第8回令和6年能登半島地震富山県復旧・復興本部員会議」資料1 <https://www.pref.toyama.jp/documents/46039/01higai.pdf>

2 住家被害 (R7.1.31 10:00 時点)

	全壊	半壊	一部破損	未分類	計
富山市	2	49	3,624	21	3,696
高岡市		152	5,338		5,490
魚津市			109		109
氷見市	233	502	5,972		6,707
滑川市			212		212
黒部市			248		248
砺波市			200		200
小矢部市	10	40	1,826		1,876
南砺市			260		260
射水市	14	64	3,331		3,409
舟橋村			33		33
上市町			152		152
立山町			84		84
入善町			73		73
朝日町			144		144
合計	259	807	21,606	21	22,693
(増減(対 <u>12/25</u>))	(±0)	(±0)	(+138)	(-7)	(+131)

出典：富山県「令和6年能登半島地震に係る県内被害状況」第52報

(5) 福井県における被害状況

17市町のうち福井市、あわら市、坂井市の3市に災害救助法が適用された。2025年（令和7年）3月11日時点の内閣府防災の発表によれば、人的被害は軽傷6名、住家被害半壊12棟、一部破損820棟¹¹、2024年（令和6）3月22日時点の福井県の発表によれば、県内の被害額は約46億円であった。

農林水産業関連施設、土木施設、その他施設、建物等の被害に加え、宿泊施設では2024年（令和6年）1月から3月に、県内146宿泊施設において予約キャンセルが12,708件発生し、県内宿泊施設において計1,343百万円の被害が生じた。

石川県から福井県に避難された方は、同年3月22日時点において、旅館・ホテルに16施設267名、公営住宅12名、みなし仮設住宅（賃貸型応急仮

¹¹ 本文(1)にて前掲、内閣府防災情報のページ、非常災害対策本部「令和6年能登半島地震に係る被害状況等について」(3/234頁)

設住宅）5名、患者等17病院55名、施設入所者21施設56名、児童生徒7名等であった。（2024（令和6年）3月25日の県の発表¹²による。）

2 令和6年9月能登豪雨

令和6年9月能登豪雨による災害は激甚災害に指定され、石川県内の七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町に災害救助法が適用された。被災者生活再建支援法は輪島市、珠洲市に適用となった。

石川県では、県管理の28河川が氾濫し、38河川で流木・土砂の堆積、護岸損壊等の被害が発生した。輪島市、珠洲市で仮設住宅222戸が床上浸水の被害に遭った（2024年（令和6年）10月16日時点）。267か所の土砂災害が新たに発生し、道路25路線の通行止めが生じ、農地の法面崩落、土砂流入、農業関連施設の破損等、公共施設2, 250か所、個人所有の施設・機械233か所で被害が生じた。農地約950haに冠水が発生し、約150haで農作物被害が生じた。¹³

内閣府防災ホームページの被害状況によれば、2024（令和6年）12月24日時点で、石川県内の死者16名、住家被害は全壊110棟、半壊576棟、一部破損119棟、床上浸水53棟、床下浸水770棟の合計1, 628棟である。石川県内で15か所の避難所に避難している方が244名であった。再び水管被害等による断水が生じ、最大5, 216戸の断水が発生した。¹⁴

同年12月26日時点の県の発表によれば、豪雨による浸水被害が確認された応急仮設住宅全戸の修繕が同日完了し、土砂崩れや建物倒壊等による復旧困難地区を除いて、全戸で断水が解消した。¹⁵

第4 本集計及び分析の結果

—無料法律相談のデータに現れた相談ニーズ

¹² 福井県能登半島地震支援本部会議資料

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kikitaisaku/suzushishien_d/fil/240325.pdf

¹³ 石川県ホームページ「令和6年能登半島地震復旧・復興のあゆみ」

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/202401jishin.html>、2024（令和6年）10月16日
石川県災害対策本部員会議・資料 <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/saigai/20240921ooame.html>

¹⁴ 内閣府防災ホームページ掲載「令和6年9月20日からの大雨による被害状況等について」

https://www.bousai.go.jp/updates/r6typhoon9/pdf/r6typhoon9_14.pdf

¹⁵ 石川県知事会見・資料 https://www.pref.ishikawa.lg.jp/chiji/kisya/r6_12_26/1.html

1 相談者の属性及び本無料相談を知った経緯

（1）相談者の属性

ア 被災時の住所¹⁶

相談者の被災当時の住所（被災場所）については、石川県を被災地とする相談が本集計及び分析の対象とした相談データの75%を占め、富山県を被災地とする相談が20%強となっている。ただし、新潟県弁護士会が実施した相談のデータが未収集であるなど、対象とした相談データに偏りがあることに留意する必要がある。

石川県内では輪島市が22%と最も多く、富山県内では高岡市が54.6%、新潟県内では新潟市西区を被災地とする相談が全体の7割以上を占めている。

イ 相談者の年代¹⁷

相談者の年代は、60代、50代、70代の順に多く、40代、30代と続く。ただし、相談者の年代が入力されておらず年代不明の相談データが多い。

ウ 相談時の居所¹⁸

本集計及び分析の全体版では、自宅からの相談が7割、自宅以外に避難している方からの相談が3割という結果である。全体では、年間を通じて自宅からの相談が最も多く、避難環境が相談の可否に影響することがうかがわれる。2024（令和6）年5月においても、車庫・車中泊の方からの相談があった。地震後半年の間は、知人・親族宅・避難所・公営住宅（一時提供）からの相談が多く見られた。地震の後に再建した自宅、別の地に購入あるいは転居した自宅からの相談は、6月以降に見られ、11月に微増しているが、全体として少數にとどまる。10月においても、避難所からの相談があった（令和6年9月能登豪雨との二重被災地では、仮設住宅入居開始が遅れた。同年12月27日時点でも1次避難所に避難している方もいる）。介護施設や病院に入所・入院中的方からの相談も、年間を通じて一定数見られる。なお、代理相談の場合もある。

富山県弁護士会の実施した相談については、自宅からの相談が8割以上、自宅以外に避難中の方からの相談が2割未満という結果である。自宅以外の避難

¹⁶ 別添資料：全体版8/38頁「被災時の住所・被災場所」

¹⁷ 別添資料：全体版3/38頁、富山県弁護士会担当版3/23頁「本無料相談を知った経緯〔年代別・経緯別の割合〕、最下行「年代別合計」

¹⁸ 別添資料：全体版4～6/38頁、富山県弁護士会担当版4～6/23頁「相談時の居所の割合・月次推移」

先として、同年1月には知人・親族宅が多く、次いで賃貸住宅と公営住宅の一時使用が同程度であった。

エ 相談方法と相談時の居所の傾向¹⁹

本集計及び分析の全体版では、自宅からの相談者では、電話：面談の比が8：2、自宅以外からの相談者では同じく9：1である。電話相談の相談データはほぼ収集できている一方、面談相談のデータが少ないという偏りがあるため、実態の把握は難しい。その点は留保しなければならないが、しかし、在宅避難者の方が自宅外避難者よりも面談相談の率が高いことから、在宅の被災者の方が面談相談にもアクセスしやすい状況（相談会情報、相談に関する資料等）にあると思われる。

富山県弁護士会の担当した相談では、電話相談と面談相談のデータ全体を収集できているところ、自宅からの相談も、自宅以外に避難している方からの相談も、いずれも電話：面談の比が3：7と、面談相談が多い。同会では、住家被害の大きな地域（高岡市、氷見市）において現地相談会を定期的に実施していることにより、面談相談へのアクセスがよいものと思われる。

（2）本無料相談を知った経緯²⁰

ア 本無料相談全体について

本集計及び分析の全体版では、本無料相談を知った経緯として、まず自治体窓口（9.3%）・自治体ホームページ（6.9%）・自治体経由その他（5.6%）の自治体経由が最も多く、次いで弁護士・弁護士会のホームページ（9%）・弁護士会からの紹介などその他（6.8%）の弁護士・弁護士会経由が多く、次に新聞（7.1%）との回答が多い。

年代との関係では、70代、60代は自治体窓口や新聞の割合が高く、50代、40代では新聞の割合は減り、弁護士会や自治体のホームページの割合が増える。

ホームページについては、弁護士会のホームページのほか永野海弁護士（静岡県弁護士会）が運営及び管理するホームページ「ひさぽ」を挙げる回答がよく見られる。新聞については、石川県内で購読率が高い地方紙2紙において、

¹⁹ 別添資料：全体版6/38頁、富山県弁護士会担当版6/23頁「相談時の居所による相談方法の傾向」

²⁰ 別添資料：全体版3/38頁、富山県弁護士会担当版3/23頁「本無料相談を知った経緯〔年代別・経緯別の割合〕」

各種生活支援情報のホームページに日弁連及び金沢弁護士会の電話相談が毎日掲載されている効果が高いと思われる。

SNSの中ではLINE（4.4%）が突出して高いが、これは104件中103件が自治体LINEという富山県弁護士会実施分の回答であり、実質的には自治体の広報SNSである。ほとんどの基礎自治体は、SNSの公式アカウントで災害関連情報を流しており、自治体によってはSNSでの広報が面談相談会の周知の一翼を担っている。その他、石川県能登地方の自治体では、広報誌、防災行政無線等によって面談相談会を広報しており、弁護士会内で共有されている法テラス号派遣担当弁護士や金沢弁護士会による相談会報告書によれば、期間経過とともに、弁護士会及び法テラス号による相談活動の認知度が高まっている様子がうかがわれる。

イ 富山県弁護士会の担当した相談について

富山県弁護士会実施相談のデータは電話相談：面談相談の比が3：7であるところ²¹、本無料相談を知った経緯としては、自治体のLINE（22%）、自治体経由その他（20%）、自治体ホームページ（14.9%）等、自治体の広報経由が最も多い。同会の現地面談相談は、市役所や市のコミュニティセンターで開催されており、自治体との連携が功を奏し、住民に周知されているといえよう。

2 相談内容の傾向

（1）全体の傾向²²

22に分類した相談類型²³のうち、全期間を通じて、最も相談が多いのは公的支援制度に関する相談である（全体版27.78%、富山県弁護士会担当版33.45%）。次いで、工作物責任・相隣関係に関する相談（全体版18.3%、富山県弁護士会担当版24.61%）、所有不動産に関する相談（全体版14.02%、富山県弁護士会担当版13.86%）が多い。他には、相続、既往の借入金、賃貸借に関する相談が、比較的多い。

本報告書本文では、特に相談の多い上記3類型について分析を行うが、相談者が直面している事象について多面的に把握する目的で、相談類型横断的に関連した相談類型に及ぶ事例にも言及することがある。

²¹ 別添資料：富山県弁護士会担当版 6/23 頁「相談時の居所による相談方法の傾向」

²² 別添資料：全体版 9/38 頁、富山県弁護士会担当版 8/23 頁「相談内容の傾向」

²³ 分類の基準とした22の相談類型及びその下の各小類型の定義については、別表「相談類型及び小類型の定義」を参照されたい。

その他の相談類型及び小類型については、別添資料「相談類型ごとの内容分析」（全体版 14/38 頁以下、富山県弁護士会担当版 13/23 頁以下）において、相談類型の定義順に、集計及び具体的相談事例からうかがわれる傾向並びに背景にある事象について述べる。

（2）相談内容の月次推移²⁴

2024（令和6年）1月から11月あるいは12月の相談内容の変化を概観する。時期によって相談件数が異なるものの、相談類型に分類した場合、常に上位20%に入ってくる相談は、**公的支援制度**、**所有不動産**に関する相談である。概ね全体と富山県に共通した傾向と言える。

工作物責任・相隣関係に関する相談は、同年1月、2月といった初期に突出して多く寄せられ、その後は相談数が減少している。**建物賃貸借**に関する相談も同年1月、2月の当初に多く、住家被害の多さに関連し、多くの方がまず直面する問題が倒壊建物や住居の問題であったことがうかがえる。これらは全体と富山県に共通する傾向である。

所有不動産の処分や保存に関する相談は、全体では同年1月、2月よりも3月、4月頃に増えている。能登半島の道路交通事情から避難している方が自宅を見に行くことがより増えた時期であり、同時期に**相続**の相談が増えていることも併せ考えると、公費解体の具体的検討が始まったことと関連する可能性がある。

中～後期に全体に占める割合が増えていく相談類型は、**その他の契約問題**である。ここには、発災前に締結した契約の帰すうに関する相談のほか、発災後に締結した契約に関する問題を分類していることから、地震によって破損した建物や水道の修理工事等の契約に関する問題が起り、相談ニーズが多く発生した状況が現れている。

富山県においては、特に初期に相談件数が集中しており、能登半島地震の全体の中では、早期に相談ができる状況にあったこと（例えば自宅の状況を把握しやすい等）がうかがわれる。また同年1月、2月の当初から、**所有不動産の処分や保存**、**相続**に関する相談が多い。全体に相談件数が減少する中～後期にあっても、**公的支援制度**、**工作物責任・相隣関係**、**その他の契約**に関する相談は、時折増加する傾向が見られる。

²⁴ 別添資料：別添資料：全体版 10/38 頁、富山県弁護士会担当版 9/23 頁「相談内容の全体に占める割合・月次推移」、全体版 11/38 頁、富山県弁護士会担当版 10/23 頁「相談類型・類型数の月次推移」

公的支援制度に関する相談中の小類型の傾向及び推移については、次項

（3）アにて述べる。

（3）相談類型ごとの傾向

ア 公的支援制度に関する相談

（ア）公的支援制度に関する相談－小類型の傾向²⁵

全体版では、公的支援制度に関する相談の中で、**建物の解体**に関するものが際立って多い（33.1%）。次いで、**住家被害認定**（15.5%）、その次に**支援金・罹災証明書の発行**（「住家」の要件、「再調査を申請すると不利益がある」と告げられた等手続の問題等）・**使える制度全般**を知りたいという相談が多く寄せられた（各7.8%）。

これに対し、富山県弁護士会の実施した相談では、**住家被害認定**に関する相談が最多（24.1%）、次いで**建物の解体**（21.1%）、**使える制度全般**を知りたいという相談（13.1%）、**支援金・建物の修理**（各10.3%）に関する相談が多く寄せられた。

（イ）公的支援制度に関する相談－小類型の月次推移²⁶

全体版では、**建物の解体**に関する相談が2024（令和6年）3月、4月頃に急増し、中～後期も一定数を保っており、公費解体に関する相談ニーズが依然として継続していることを示している。**住家被害認定**、**支援金**に関する相談も、全期間を通じて一定割合を占めている。

富山県弁護士会担当版では、いずれの相談も初期に集中し、その後減少しているが、同年8月に相談会が実施されたためか、複数の小類型で同年8月に一定程度増加している。**住家被害認定**の相談は特に多いほか、**建物解体**に次いで**建物修理**の相談も比較的多い。同会が液状化被害の発生している地域（高岡市、氷見市等）で相談会を多数実施していることと併せ、敷地の被害によっても住家被害認定が「半壊」²⁷未満とされ、住家被害認定結果に対する不満が多い状況（個々の相談事例の具体的な内容からも明らかである。）、建物の修理を検討する家屋が多い状況がうかがわれる。

²⁵ 別添資料：全体版32/38頁、富山県弁護士会担当版22/23頁「19公的支援制度に関する相談」

²⁶ 別添資料：全体版12～13/38頁、富山県弁護士会担当版11～12/23頁「公的支援制度に関する相談の小類型・月次推移」

²⁷ 公費による建物解体の申請には、半壊以上の被害認定結果が必要となる。

（ウ）公的支援制度－建物の解体²⁸

公費解体の申請²⁹に際し、相続未登記建物の共同相続人の同意に関する相談がとりわけ多く寄せられた。その他、倒壊家屋による隣家への被害等の相隣関係が広く問題になっていることから、他人所有の建物についても、親族、地域コミュニティ等から公費解体を望む相談が寄せられた。被災地以外からの相談で、自治体から公費解体申請を求められたが、これに応じて不利益はないかという相談も少数あった。

公費解体を巡っては、一件の相談事例が、所有不動産の中の小類型「1－2共有不動産の処分」、相続の中の小類型「15－2相続登記未了不動産に関する相談」にも分類されることが通常であるため、別添資料の「相談類型ごとの内容分析」中「1所有不動産」「15相続」の事例も参照されたい。

各相談の背景に着目すれば、家屋、納屋、蔵などの多い能登地方で、何世代もの相続未登記不動産は通例であった。公費解体申請に全権利者の同意を要件とされるため、何代にもわたる共同相続人探索の困難や、権利者の不明・非協力、親族の入院や障がいのための同意困難、抵当権者の探索困難などの問題がそこかしこで発生していた。自治体にとどまらず財産権侵害は回避したいところであり、被災地復興の前に立ちはだかる大きな問題となっていることがうかがえた。2024年（令和6年）4月からの相続登記申請の義務化に言及し、懸念する相談も複数見られた（明示的に登記申請義務化の法改正や違反に対するペナルティに言及する等の相談は6件）。

同年5月28日、国（環境省・法務省）は、倒壊・焼失・流失等により家屋が滅失し建物性が失われているなど一定の場合には、全所有者の同意を得なくても公費解体を可能とし、共有者の意向が不明な場合にいわゆる「宣誓書方式」も利用可能とする通知を発出した。それでもなお、原則として全所有者の同意を必要とする方針を維持する自治体もあり、同年6月以後も本無料相談には、「全壊家屋でも市に宣誓書方式は認めないとと言われ、4世代前からの共有者を探している」といった相談が寄せられた。

²⁸ 別添資料：全体版 34/38 頁「19－5 建物の解体」

²⁹ 公費解体の申請期限は、当初は2024年（令和6年）6月末などと定める自治体が多かったが、多くの自治体において複数回延長された。2025年（令和7年）3月現在では、申請受付を終了した自治体と、同月末日としている自治体、奥能登地域等で更に期限を延長した自治体とがある（石川県発表 <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/kouhikaitai.html>、富山県発表 <https://www.pref.toyama.jp/1705/bousaianzen/saigai/kohikaitai.html>）。新潟県新潟市は当初同年7月末としていたが、同年12月27日と延長の上、終了した。（新潟市発表 https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/gomi/oshirase/jkouhikaitai_yokoku.html）

（エ）公的支援制度－住家被害認定³⁰

地盤液状化の被害を受けている地域では、被害認定に納得できないという相談が多数寄せられた。敷地に地割れがあっても、程度が軽く評価されているという相談も多い。富山県弁護士会の担当した相談事例中では、非住家については一部損壊と認定していると言われた旨の相談も散見された（現在は対応が変更されている可能性もある）。

罹災証明書の住家被害認定の損壊の程度によって、受領できる支援金や義援金、応急修理や仮設住宅入居等の可能性が全く異なり、半壊以上であるか否かにより、受けられる支援の範囲が大きく異なる。日弁連主催・金沢弁護士会共催の2024年（令和6年）10月8日開催シンポジウム「能登半島地震 二人三脚の復興を目指す～罹災証明問題を考える～」では、被害認定調査における問題を多角的に取り上げた。また、日弁連は、各種相談を通じて把握した問題点に対する改善の具体的な提言として、「罹災証明書に係る住家被害認定調査票（写し）の交付に関する意見書」³¹を同年12月19日に発出した。同意見書は、市区町村は被災者から求めがあったときは、罹災証明書記載の被害の程度の根拠資料である住家被害認定調査票の写しを速やかに交付すべきである等の提言を行ったものである。

イ 工作物責任・相隣関係に関する相談

（ア）工作物責任・相隣関係－典型的な相談と助言内容

建物や塀、灯籠、電柱等の土地工作物が倒壊して、隣地の建物や車、塀、墓等他人の財産権の対象物を損傷した事案に関する相談である。加害側からも被害側からも相談があり、妨害排除又は予防請求（全体版34.8%）や損害賠償請求（全体版45.1%）の相談が多い。墓地の墓石の倒壊、損傷の相談も比較的多い（全体版6.5%）。2階ほどの高さのある灯籠が倒壊したという事例も複数寄せられた。³²

このような相談に対しては、被災地弁護士会が運営する災害時ADRを勧めことが多い（本集計及び分析中「工作物責任・相隣関係」に該当する548件のうち136件でADRを勧め又は紹介している。）。前述のように、地震発生から初期に相談件数が多い類型で、2024年（令和6年）3月頃から減少傾向となるが、当該時期に公費解体が進んで相隣問題が解決し

³⁰ 別添資料：全体版33/38頁「19－2住家被害認定」、富山県弁護士会担当版23/23頁

³¹ 日弁連 <https://www.nichibenren.or.jp/document/opinion/year/2024/241219.html>

³² 別添資料：全体版18/38頁「6工作物責任・相隣関係に関する相談」

ていたという訳ではなく³³、ADR申立件数は今後も積み重なっていくと思われる。

(イ) 工作物責任・相隣関係－富山県における相談内容の傾向³⁴

富山県弁護士会の実施した相談事例からすると、富山県では壁を共有する長屋方式の区分所有建物が多く存在し、うち1軒の解体によって外壁が取り壊され、残存家屋のために新たな外壁設置が必要となり、その費用負担について問題となることが多いようである。また、同県においてはマンションにおける相隣関係の相談も多く、地震によって各戸内の電気温水器が倒れて水管が損傷し、階下に水漏れ被害を生じさせたという相談が、富山県及び石川県の広域から多く寄せられた。また、同県高岡市等では地盤の液状化被害に伴う道路や水路の損壊について、責任を負う主体を尋ねる相談も複数寄せられた。

(ウ) 工作物責任・相隣関係－その他（解体に伴う新たな問題）³⁵

建物解体に関連し、本相談類型の小類型「その他」に分類した相談のうち相当数が、建物解体に伴う隣接不動産所有者の同意に関する問題である。石川県奥能登の2市2町（珠洲市、輪島市、穴水町、能登町）は、公費解体に際し、隣接する建物の所有者等の同意取得を原則としている。解体作業の前に作業で隣接建物等を損傷した場合に備えた免責の同意を求める場合もあり、解体する建物の所有者及び隣接不動産所有者、双方からの相談が多い。また、倒れかかってきている建物の所有者が不明である、所有者に連絡がつかない、所有者の相続人に相続放棄したから関知しないと言われたといった問題も生じており、こちらも相続未登記の問題と同様に、公費解体を進める障壁となっている。

また、富山県弁護士会の実施した相談においては、壁を共有する長屋方式の区分所有建物における解体に際して、残る家に外壁を設ける費用の負担について尋ねる相談や、土地の境界に設置された塀の解体や再築に関する相談が多数寄せられた。³⁶

³³ 例えば、石川県は同年8月末時点の公費解体率は解体見込み数の8.7%と発表している。石川県ホームページ「加速化プランに基づく公費解体の進捗状況」（2025年（令和7年）2月末時点）<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/kouhikaitai.html>

³⁴ 別添資料：富山県弁護士会担当版15～16/23頁「6 工作物責任・相隣関係に関する相談」

³⁵ 別添資料：全体版20/38頁、富山県弁護士会担当版16/23頁

³⁶ 別添資料：富山県弁護士会担当版15/23頁

（エ）工作物責任・相隣関係－相談ニーズの継続³⁷

損害賠償の相談のうちには、倒壊してきた隣家による自宅への被害が生じているものの、自宅家屋の解体に隣家の同意が必要なため、その公費解体が済んでから、隣家に対して修理費用や損害填補の分担を求める考えている、という相談もあった。また、令和6年能登半島地震で発生した倒壊等について、長期間が経過しても対処されない場合に、あらためて妨害排除や修繕を求める相談が寄せられており、相談事例の全般からうかがわれる管理されていない空き家の存在、被災した不動産を手放したいとのニーズが高いこと等を踏まえると、今後時間が経過しても本相談類型の相談ニーズは継続するものと予想される。

ウ 所有不動産に関する相談³⁸

不動産の処分に関し、被災した不動産を手放したいという相談が多く寄せられた。解体したいが古い抵当権登記が残っている等、処分の制限に関する相談、建物の修理の方法や業者の情報を尋ねる相談、建物の修理と解体再築の間で迷っている方の相談等が寄せられた。共有不動産の処分に関しては、解体したいが共有者の同意が取得できないなど、相続未登記不動産の処分の相談が大変多く寄せられた。

売買の瑕疵、工事の瑕疵に関しては、地盤沈下や家の傾き等の被害に関連して、宅地造成や分譲、建築工事を行った業者・自治体の責任を問いたいという相談、マンションの設備に関する工事の責任を問う相談が多く寄せられた。

第5 本集計及び分析を踏まえた提言－アトリーチかつワントップ相談の必要性及び効果

1 令和6年能登半島地震発生から1年を経過した相談ニーズの状況

公的支援制度に関する相談は1年で収束せず、時期によって内容を変えながら、常に最も高い割合を占めている。令和6年能登半島地震及び令和6年9月能登豪雨の被災地域では、多くの人が悩みを抱え、適切な助言や支援制度を求めていることが明らかである。

³⁷ 別添資料：全体版 20/38 頁、富山県弁護士会担当版 16/23 頁

³⁸ 別添資料：全体版 14/38 頁、富山県弁護士会担当版 13/23 頁「1 所有不動産に関する相談」

令和6年9月能登豪雨災害後、金沢弁護士会では電話相談件数が増加傾向にあり、現地相談会の開催回数も増加している。また、富山県弁護士会においても、現地面談相談会の継続を自治体から要望されているということである。

2024年（令和6年）後半の相談内容を見ると、罹災証明の被害認定結果判定、二次調査・三次調査の結果を受けての相談など、問題が個別化し深くなっている。土地の液状化被害など問題が継続し、あるいは建物の解体に伴う相隣関係等新たに発生する相談ニーズも予想される。

2 多職種連携によるアウトリーチかつワンストップ型相談支援の取組

石川県や富山県では、弁護士と建築士とのコラボレーションによる相談活動が行われており、特に特定非営利活動法人が企画する戸別訪問によるプッシュ型のワンストップ相談は、支援ニーズに応える大きな効果を発揮している。アウトリーチ相談については、被災地における相談会（フル型支援）と戸別訪問相談（プッシュ型支援）を組み合わせた相談活動が展開されていくことが望ましいと思われる。プッシュ型支援には、潜在的な相談ニーズをすくい上げる、地域の住民や社会福祉協議会等の支援者との連携が不可欠である。

ワンストップ相談（士業連携かつ自治体との連携による相談活動）については、金沢弁護士会が令和5年奥能登地震の発生後から現在も10士業による合同無料相談会³⁹を被災地域現地において定期的に開催しているほか、富山県弁護士会が富山県高岡市伏木地区において、弁護士と建築士の連携による相談会を2024年（令和6年）8月11日に実施した。また、石川県内において、近畿災害対策まちづくり支援機構の主催、金沢弁護士会、能登町及び能登復興建築人会議との共催（東京の災害復興まちづくり支援機構も協力）による相談会が継続的に開催されている。新潟県弁護士会でも、対象を被災者に限らないが、11専門業種の合同相談や、保健福祉や心理と弁護士の合同オンライン相談など、ワンストップ相談の活動を幅広く展開している。

以上のように、令和6年能登半島地震の被災地においては、アウトリーチかつワンストップの相談活動が多様に展開されている。このような相談活動は、全国の弁護士が長期間にわたって継続的に携わり、発展させていくべきものである。

以上

³⁹ 従来は、建築士を含まない公認会計士、行政書士、弁理士、中小企業診断士、税理士、不動産鑑定士、司法書士、土地家屋調査士、弁護士、社会保険労務士の10士業であったが、令和6年能登半島地震の発生後、建築士もこれに参加している。

(別表)

相談類型及び小類型並びに
その各定義

(別表)

相談類型及び小類型並びにその各定義

相談類型	定義
1 所有不動産	<p>土地若しくは建物の所有者、その親族又は当該不動産の取得予定者が、当該不動産に関し、令和6年能登半島地震に関連して直面している問題に関する相談</p>
1-1 不動産の処分・保存	<p>不動産の処分又は保存に関し、その所有者が令和6年能登半島地震に関連して直面している問題に関する相談</p> <p>例えば、次のような相談を本小類型に分類する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有する不動産が令和6年能登半島地震のために毀損されたがどうすればよいか、令和6年能登半島地震のために毀損された不動産を売却若しくは贈与し、又は所有権放棄をしたいがどうすればよいか、令和6年能登半島地震のために毀損された所有建物を解体して再築したいがどうすればよいかといった相談 ・抵当権が設定された所有建物が令和6年能登半島地震のために毀損された場合、又は当該建物を解体し、若しくは再築する場合における、当該抵当権の取扱いに関する相談 ・所有する建物を解体し再築するに際しての建築基準法所定の接道義務のような、所有権の制限に関する相談 ・事理弁識能力が十分でない親族が所有する建物を解体することの可否や解体のための手続を尋ねる相談
1-2 共有不動産の処分	共有不動産（遺産分割が未了のため登記上の所有名義が被相続人名義のまま変更されていない不動産を含む。）の処分に関し、その共有者の一部が令和6年能登半島地震に関連して直面している問題に関する相談
1-3 区分所有権	分譲マンションその他の区分所有建物に関し、その専有部分の区分所有者が令和6年能登半島地震に関連して直面している問題に関する相談
1-4 境界	令和6年能登半島地震に関連して所有する土地の境界に関して生じた問題に関する相談

1-5 工事の瑕疵	建物若しくは建物が存する地盤に関し、当該建物若しくは地盤に関する工事の請負人が責任を負うべき瑕疵が存在する、又はその可能性があるとする相談
1-6 売買の瑕疵	建物若しくは建物が存する地盤に関し、当該建物若しくは地盤の売主若しくはその売買の媒介業者が責任を負うべき瑕疵が存在する又はその可能性があるとする相談 売主又は媒介業者に説明義務違反があったとする相談も本相談類型に分類する。
1-7 その他	本相談類型に分類される相談のうち、以上の小類型にあてはまらない相談
※	<p>所有不動産が令和6年能登半島地震のために毀損されたことに関連して近隣に所在する不動産の所有者等との間において生じた妨害の排除若しくは予防又は損害賠償に関する相談は、〔6 工作物責任・相隣関係〕に分類する。</p> <p>所有不動産が令和6年能登半島地震のために毀損された場合の当該不動産の住宅ローンに係る借入金に関する相談は、〔7 既往の借入金〕に分類する。</p> <p>新築建物の完成後又は不動産売買契約の締結後、目的不動産の引渡し前に、当該目的不動産が令和6年能登半島地震のために毀損された場合に関する相談は、〔13 その他の契約問題〕に分類する。</p> <p>所有不動産が令和6年能登半島地震のために毀損された場合の公的支援制度に関する相談は、〔19 公的支援制度〕に分類する。</p>
2 所有自動車・船舶等	自動車若しくは船舶の所有者、その親族又は当該自動車若しくは船舶の取得予定者が、当該自動車又は船舶に関し、令和6年能登半島地震に関連して直面している問題に関する相談
3 預金・株式等の資産	預貯金通帳又は有価証券に関し、令和6年能登半島地震に関連して直面している問題に関する相談
4 土地の賃貸借	<p>令和6年能登半島地震発生前に締結した土地の賃貸借契約又は使用貸借契約に関し、令和6年能登半島地震に関連して生じた問題に関する相談</p> <p>相談に係る当事者が賃借人であるか賃貸人であるかを問わない。</p>
5 建物の賃貸借	令和6年能登半島地震発生前に締結した建物の賃貸借契約又は使用貸借契約に関し、令和6年能登半島地震に関連して生じた問題に関する相談

		相談に係る当事者が賃借人であるか賃貸人であるかを問わない。
6 工作物責任・相隣関係		令和6年能登半島地震のために所有する不動産若しくは土地の工作物が毀損され、又は他者が所有する不動産若しくは土地の工作物が毀損されたことに関連して当該他者等との間において生じた妨害の排除若しくは予防又は損害賠償に関する相談
6-1 妨害排除・予防		令和6年能登半島地震のために、自身が所有又は管理する土地に他者所有地から土砂や木、毀損された建物の塀や石垣等が流入した（反対に、自身が所有又は管理する土地から他者所有地に土砂等が流出した）場合、若しくは隣家が毀損されて相談者の居住建物に倒れかかっている（反対に、相談者の居住建物が隣家に倒れかかっている）場合に採るべき対応や責任の所在、又は、令和6年能登半島地震のために上記の被害が発生するおそれが生じている場合に採るべき対応や責任の所在といった、妨害の排除や予防に関する相談
6-2 損害賠償		令和6年能登半島地震のために、自身が所有又は管理する土地に他者所有地から土砂や木、毀損された建物の塀や石垣等が流入した（反対に、自身が所有又は管理する土地から他者所有地に土砂等が流出した）場合、自身が所有する建物に屋根瓦の落下や塀の倒壊が生じ、これを原因として他者所有の建物や自動車、車庫、物置又は設備（室外機等）を毀損した（反対に毀損された）場合、又は、集合住宅において上階に漏水が生じて被害を受けた（反対に、漏水により下階に被害を与えた）場合における、損害賠償に関する相談
	6-2-1 損害既発生	本小類型のうち損害が既に発生している件に関する相談
	6-2-2 損害未発生	本小類型のうち損害の発生前の件に関する相談
	6-2-3 不明	本小類型のうち損害の発生有無が不明な件に関する相談
6-3 営造物責任		所有不動産が毀損されたことが道路、河川その他の公の營造物の設置若しくは管理の瑕疵によるものである場合又はその可能性がある場合の国又は公共団体の賠償責任に関する相談

		する相談
6-4 墓石の倒壊		令和6年能登半島地震のために、隣地の墓石等が倒壊して相談者の墓石が毀損された（反対に、相談者の墓石等が倒壊して隣地の墓石を毀損した）場合における、損害賠償等に関する相談
6-5 その他		<p>本相談類型に分類される相談のうち、以上の小類型にあてはまらない相談</p> <p>例えば、次のような相談を本小類型に分類する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣地との間にある塀や擁壁（隣地所有者との共有又は所有者不明）が令和6年能登半島地震のために毀損された場合における対応や修理費用の負担者に関する相談 ・近隣の他者所有建物の解体又は修繕工事に関する相談 ・居住建物の解体又は修繕工事に伴う近隣の他者所有地への立入り等に関する相談
7 既往の借入金		<p>令和6年能登半島地震以前に借り入れた住宅ローン若しくは自動車ローンに係る借入金又は事業資金その他の借入金について、令和6年能登半島地震のためにその残債務の返済に関して生じた問題に関する相談</p> <p>「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（以下「被災ローン減免制度」という。）に関する相談は、本相談類型に分類する。</p>
	7-1 住宅ローン	令和6年能登半島地震以前に組んだ住宅ローンに係る借入金に関する相談
	7-2 リフォームローン	令和6年能登半島地震以前に組んだリフォームローンに係る借入金に関する相談
	7-3 自動車ローン	令和6年能登半島地震以前に契約した自動車のローン又はリースに関する相談
	7-4 船舶ローン	令和6年能登半島地震以前に契約した船舶のローン又はリースに関する相談
	7-5 事業性ローン	令和6年能登半島地震以前に事業資金として借り入れた金員に関する相談
	7-6 その他の借入金	<p>本相談類型に分類される既往の借入金に関する相談のうち、上記5つの小類型の債務種別以外の種別の借入金に関する相談</p> <p>例えば、貸金業者からの借入金、信販会社の立替金に係る返還債務、太陽光発電システム</p>

		の導入費用のローン（ソーラーローン）、教育ローン及び給湯器設置費用のローンに係る借入金に関する問題は、本相談類型に分類する。
	7-7 保証債務	令和6年能登半島地震以前に契約した保証債務に関する相談
	7-8 債務種別不明	令和6年能登半島地震以前に発生した債務の種別が不明である相談
手続	7-9 ガイドラインの手続きに関する相談	専ら被災ローン減免制度の手続きに関して質問をする相談
	7-10 金融機関からの相談	債権者である金融機関の担当者からの相談
	7-11 その他	本相談類型に分類される相談のうち、以上の小類型にあてはまらない相談
8	新たな融資	令和6年能登半島地震に関連して新たな融資を受ける必要が生じた場合において、これを受けることの可否若しくは手続に関する相談、又はこれを受けるための制度に関する相談
9	債権回収	令和6年能登半島地震に関連して債権の回収に関して生じた問題に関する相談
10	保険	令和6年能登半島地震に関連して生命保険、損害保険又は各種共済に関して生じた問題に関する相談
11	労働問題	令和6年能登半島地震に関連して労働契約に関して生じた問題に関する相談
	11-1 解雇・退職勧奨	令和6年能登半島地震に関連して、使用者が労働者に対して解雇若しくは退職勧奨その他の労働契約を終了させる旨の意思表示をし、又は今後それをする可能性があることに関する相談
	11-2 賃金不払	令和6年能登半島地震に関連して、使用者による賃金の全部若しくは一部の不払いが生じ、又は今後その不払いが生じる可能性があることに関する相談
	11-3 休業手当	令和6年能登半島地震に関連した休業手当に関する相談、その他令和6年能登半島地震に関連して使用者の判断により休業となつたことに関する相談
	11-4 労働安全衛生・労働災害	令和6年能登半島地震に関連して労働災害が発生し、又はそのおそれが生じたことに関する相談、及び、令和6年能登半島地震に関連した労働者災害補償保険の給付を受ける

	ことの可否に関する相談
11-5 その他の労働条件変更	労働契約において定めた賃金、労働時間若しくは休暇その他の労働条件のいずれかについて、令和6年能登半島地震に関連して、使用者が一方的にこれを引き下げた旨の取扱をすること、又は、使用者若しくは労働者的一方が他方に対してこれを変更する旨の意向を示すことに関する相談
11-6 その他	本相談類型に分類される相談のうち、以上の小類型にあてはまらない相談
12 悪質商法・消費者被害	令和6年能登半島地震に関連する悪質商法又は不審な契約勧誘に関する相談
13 その他の契約問題	令和6年能登半島地震に関連した契約問題に関する相談のうち、上記1-12の相談類型のいずれにもあてはまらない相談
13-1 発災前締結の契約における危険負担	注文した工事が未完成若しくは完成後引渡し前の段階において令和6年能登半島地震が発生し、又は売買契約の締結後その目的物の引渡し前に令和6年能登半島地震が発生し、当該契約の目的物に被害が生じたことに関する相談
13-2 発災前締結の契約における他の問題	令和6年能登半島地震が発生する前に締結され、かつ令和6年能登半島地震の発生時に存続していた契約に関し、令和6年能登半島地震に関連して発生又は発覚した問題に関する相談
13-3 発災後に締結した契約	令和6年能登半島地震の発生後に令和6年能登半島地震に関連して締結され、又は締結が検討されている契約に関する相談
14 親族間の問題	令和6年能登半島地震に関連して生じ、又は深刻化した親族間の問題に関する相談
14-1 夫婦間の問題	令和6年能登半島地震に関連して生じ、又は深刻化した離婚その他の夫婦間の問題に関する相談
14-2 判断能力が十分でない親族に関する問題	令和6年能登半島地震に関連した判断能力が十分でない親族に関する相談、又は、成年後見等制度利用の要否若しくは利用の手続に関する相談
14-3 その他	本相談類型に分類される相談のうち、以上の小類型にあてはまらない相談
15 相続	令和6年能登半島地震に関連して生じた相続に関する相談

15-1 相続手続に関する相談	相続放棄、遺産分割協議その他相続手続に関する相談
15-2 相続登記未了不動産に関する相談	登記上の所有名義が既に死亡した者のまま変更されていない不動産に関する相談
15-3 親族が行方不明の場合に関する相談	親族が行方不明の場合に関する相談（民法第30条所定の失踪宣告制度または戸籍法第89条所定の認定死亡制度の利用が検討され得る相談）
15-4 その他	本相談類型に分類される相談のうち、以上の小類型にあてはまらない相談
16 刑事	令和6年能登半島地震に関連して、犯罪をなし、又はその嫌疑をかけられたことに関する相談、及び、犯罪被害を受けたことに関する相談
17 外国人	令和6年能登半島地震に関連する外国人特有の問題に関する相談
18 税金	令和6年能登半島地震に関連した税金に関する相談
19 公的支援制度	災害に関連し、又は災害に関連し得る公的な支援制度に関する相談
19-1 罹災証明書	災害対策基本法第90条の2第1項所定の「災害による被害の程度を証明する書面」（以下「罹災証明書」という。）の意義又はその取得手続に関する相談 住民登録の欠缺等の事情により、住家に対する罹災証明書の交付が受けられないことに関する相談も、本小類型に分類する。
19-2 住家被害認定	罹災証明書に記載される住家の被害認定の結果（全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・一部損壊）又はその判断方法に関する相談
19-3 支援金その他の金銭的支援	被災者生活再建支援法に基づく「被災者生活再建支援金」（同法第3条第2項所定の基礎支援金及び加算支援金。以下、併せて「支援金」という。）、災害義援金、石川県地域福祉推進支援臨時特例給付金等の金銭的支援（以下「支援金等」という。）に関し、その受給の可否、受給のための手続又は受給の方法を尋ねる相談 支援金等の額又は支援金等受給のための要件に関して不服を訴えるものも、本小類型に分類する。

		令和6年能登半島地震のために毀損された自身の所有する建物を修理するための公的支援制度に関する相談
19-4 建物の修理		建物の修理に関し何か公的な支援はないかと漠然と尋ねる相談のほか、災害救助法第4条第1項第6号所定の「被災した住宅の応急修理」（以下「応急修理制度」という。）に関する相談も、本小類型に分類する。
19-5 建物の解体		令和6年能登半島地震のために毀損された自身の所有する建物を解体するための公的支援制度に関する相談 建物の解体に関し何か公的な支援はないかと漠然と尋ねる相談のほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「公費解体制度」に関する相談も、本小類型に分類する。
19-6 建物の修理か解体かを検討中		令和6年能登半島地震のために毀損された自身の所有する建物について修理するか解体するかを検討中の相談者からの、各場合に利用可能な公的支援制度に関する相談
19-7 がれき・土砂等の撤去		令和6年能登半島地震のために、自身が所有若しくは管理する土地にがれき若しくは土砂等（以下「土砂等」という。）が流入し、又は自身が所有若しくは管理する土地から他者所有地に土砂等が流出した場合において、当該土砂等を撤去するための公的支援制度に関する相談
19-8 土地の修復		令和6年能登半島地震のために地割れ、液状化、崩落等の被害が生じた自身の所有する土地を修復するための公的支援制度に関する相談
19-9 仮の住まい		災害救助法第4条第1項第1号所定の避難所及び「応急仮設住宅」に関する相談 以下では、応急仮設住宅のうち、建設し供与するものを「建設型仮設住宅」、民間賃貸住宅を借り上げて供与するものを「借上型仮設住宅」という。
19-10 災害弔慰金・災害障害見舞金		災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する法律に基づく災害弔慰金（同法第3条）又は災害障害見舞金（同法第8条）の支給に関する相談 災害関連死の認定に関する相談も、本小類型に分類する。

19-11 災害援護資金	災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する法律に基づく災害援護資金（同法第10条）の貸付に関する相談
19-12 自動車に関する支援	令和6年能登半島地震のために生じた自身の所有又は管理する自動車に関する支援制度についての相談
19-13 使える制度全般を知りたい	令和6年能登半島地震のために生じた被害に関連し、何らかの公的な支援はないか知りたいと尋ね、広く情報提供を求める漠然とした相談
19-14 事業者に対する支援	令和6年能登半島地震のために生じた事業者の損害に関連し、事業者に対する支援について尋ねる相談
19-15 その他	<p>本相談類型に分類される相談のうち、以上の小類型にあてはまらない相談</p> <p>例えば、次のような相談を本小類型に分類する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護、生活福祉資金貸付制度等に関する相談 ・医療費、公租公課の減免等に関する相談 ・避難者を受け入れる親族等に対する公的支援はないかと尋ねる相談
20 復興事業	令和6年能登半島地震の復興整備事業として行われる土地区画整理事業（大規模災害からの復興に関する法律第15条等）、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく防災集団移転促進事業（同法第2条2項）、一団地の復興拠点市街地形成施設整備事業（大規模災害復興法第41条等）等について生じた問題に関する相談
21 その他	令和6年能登半島地震に関連した相談のうち、以上の1から20までのいずれの類型にあてはまらない相談
22 災害との関連が乏しい相談	令和6年能登半島地震とは無関係又は令和6年能登半島地震との関係が希薄な内容の相談